名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会の会議の傍聴要項

令和元年 12 月 2 日

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会長決定

（目的）

第１条　この要項は、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

（傍聴の手続等）

第２条　傍聴者の定員は、10人とする。

２　会議を傍聴しようとする者は、審議会の会長の許可を受けなければならない。

３　前項の規定による許可を受けようとする者は、傍聴申込書（別記様式）に所要事項を記入して、会議開催予定時刻の30分前から15分前までの間に審議会の会長に提出しなければならない。

４　第１項の定員を超える傍聴の申請があったときは、抽選により傍聴者を決定するものとする。

５　報道関係者等で審議会の会長が特に必要があると認めるものが傍聴する場合については、第１項及び前２項の規定によらないことができる。

（会議場に入ることができない者）

第３条　ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

（傍聴者の守るべき事項）

第４条　傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)　私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる

行為をしないこと。

(3) 携帯電話その他音を発生する機器の電源を切ること。

(4) 飲食をしないこと。

(5) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

第５条　傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、審議会の会長が許可した場合は、この限りでない。

（傍聴者の退場）

第６条　傍聴者は、審議会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

（傍聴者への指示）

第７条　傍聴者は、審議会の会長及び教育環境整備課の職員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第８条　傍聴者がこの要項の規定に違反したときは、審議会の会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

２　傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、審議会の会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

（周知）

第９条　審議会の会長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要項の周知を図らなければならない。

（雑則）

第10条　この要項に定めるもののほか、審議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮り又は教育環境整備課と協議のうえ決定するものとする。

附　則

この要項は、令和元年12月２日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年４月１日から施行する。

別記様式

（宛先）名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会会長

傍　聴　申　込　書

私は、本日開催の名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会の会議を傍聴したいので、申し込みます。なお、会議傍聴の際は、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会の会議の傍聴要項を守ります。

年　　月　　日

氏　　名

住　　所

電話番号